

私が関与した特許行政の思い出(5)*

- 私の提案を含めて -



江夏 弘**

3. 政策と予算

(3) 外国刊行物記載の発明等がわが国の発明等の新規性喪失の理由とされたことへの対応策について(つづき)

(D) 外国特許情報の蒐集, 分類, 翻訳, 抄録等の実施
戦後10年間に, 各国は大学・公的研究所をはじめ, 企業内研究所において, 科学技術の高度化を目指し, 研究が行われ, そのための研究投資も漸次莫大なものとなってきた。「技術革新」という名のもとに, これら研究から生ずる発明を特許化し, 自社でこれを開発・実用化するばかりでなく, 他に実施許諾を行って, ロイヤリティの支払を受けながら, 更に新しく高度な技術の開発へと推進するようになった。このような事情に鑑み, わが国でも昭和32(1957)年「日本科学技術情報センター法」により, 昭和32年8月16日付で「日本科学技術センター」が特殊法人として設立された(科学技術庁所管で, この中には特許権は含まれていない)。35年度の資本金は2億円であった(一部政府出資)。ここで, 科学技術情報(抄録)が, 民間からの要請によりサービスを受けることができるようになった。

特許法が改正され, 世界的視野のもとで, 各国の科学, 技術, 特に特許に関するの蒐集, 分類, 翻訳, 抄録, 配付等のシステムの組織化と, それに必要とされる予算等については, 残念ながら, 特許庁において十分に検討されているという状況にはなっていなかった。筆者が, 当時の会計課長の木村義男氏とともに, とりあえず, 各国からの秀れた特許権が集中化している米国と, すでに特許の早期公開制を行っているベルギーを対象として, その早急な蒐集, 分類, 整理, 翻訳, 抄録, カード化によって, とりあえずこれら2カ国の特許を対象として, 審査官, 審判官にカード化された特許抄録を提供し, これらカード化されたものを分類ごとに集めて, 特許抄録集として, 企業等に有料配布するということを考えた。これの事務的なことは, 発

明協会内の特許データセンターが行うこととしたのである。

(II) 当時における諸外国の状況

(a) 当時の世界各国における特許創出の状況

戦後10~15年を経て, 世界各国において, それぞれ過去に蓄積されてきた科学技術を含めて, 新しくかつ時代に即応し, 更に有効な発明が続々と世にあらわれるようになった。先述した如く, 所謂「技術革新」の時代が到来したのであった。それは, まさしく, 処女地に咲く新しくも美しい花園の如き光景であった。

たまたま, 1954(昭和29)年より1959(昭和34)年までの6年間の主要各国における特許(実用新案を含む)の出願, 登録の状況を調査していた筆者は, 科学技術の進歩に基づき, 上記6年間において(一部の例外はあるが), 出願, 登録の件数がともに増大してきているのを知った。(次表参照)。また, 出願件数に対する登録件数においても, 両者間の年数のずれ等があった一概にいえませんが, 傾向としては約50%以上の登録率を示しており, わが国は登録率が20%台で最も低く, 問題のあるところであった。それは, 戦時中にそれまで行ってきた研究が中断され, その後研究開発するための設備や資本が十分でなかったということが起因しているように思われる。前述した如く, 新規性の喪失の理由として, 外国の刊行物に記載された発明を加味すると, それらの情報を十分に蒐集・分析するような実状になっていなかっただけに, 更にこの比率は低下するのではないかと推察された。

(b) 当時の外国における科学・技術・発明に関する「情報の概要」

Fortune 1960年9月号, 「情報の戦い」山本幸雄訳によると, 以下のとおりである。

* (1)は3月号, (2)は4月号, (3)は5月号, (4)は6月号に掲載

** 元 特許庁業務課長

先ず、当時の科学・技術全般について述べると、大體次のような状況であった。

世界各国で刊行された科学・技術雑誌数は、推算方法により一様でないが、5～10万種といわれ、(年間増加数は1,200～1,500種)、60カ国以上で書かれ、1960(昭和35)年までの掲載論文数は、100～200万件(平均増加数は約3万件)で、1940年の2ないし3倍に当てており、非公開の研究報告は年間約10万件(年間増加数は1万5000件)に及んでいる。しかも、その内容は高度かつ多岐にわたっている。情報問題で最も関心のあるのは当然のことながら科学技術者で、それは彼等がたえず、現在自分が行っていることは、他の誰かがもう解決してしまっているのではないかという危惧の念(それはたびたび事実として現われている)に追われているからである。例えば、その例として、米国に

おける2つの例をあげることにする。

(その1)米国の技術者が軍事通信に重要な電子スイッチの問題に取り組んだが、彼等の仕事が済んだとき、既にソ連人が解決して発表までしていることを発見し、しかもソ連邦の発表は、彼等が仕事に取りかかった時とちょうど前後した時期であった。

(その2)当時、ある電気工事会社が800万ドルをかけたが、研究費を完全にロスした。それは、その発明に関する着想が、すでに米国の特許局のファイルの中にあつたからである。

このような例は、筆者自身も経験したことがある。当時筆者は特許庁管理課(業務課の前身)の課長補佐をしていたが、某化学会社の研究開発部門に帰属し、特に外国より先端技術(特許)をいち早く導入して、他社より早くこの種の繊維製品を製造、販売すること

1954年より6年間における世界各国の特許、実用新案の出願・登録状況

年別 国別	1954		1955		1956		1957		1958		1959		存続期間		審査 制度
	出願	登録	出願	登録	出願	登録	出願	登録	出願	登録	出願	登録	特年	実年	
日本	(29,369) 77,034	(7,077) 20,178	(34,508) 95,441	(8,557) 24,475	(33,245) 97,170	(9,430) 27,327	(33,188) 91,944	(9,813) 24,057	(38,518) 109,237	(9,972) 26,451	(41,537) 109,639	(10,278) 28,486	15	10	
西ドイツ	(59,566) 108,798	(19,140) 40,240	(54,865) 99,563	(14,760) 37,060	(54,470) 96,672	(18,150) 40,850	(53,002) 97,005	(20,467) 42,462	(54,502) 100,942	(19,837) 41,428	(56,611) 102,992	(22,556) 45,445	18	3	
アメリカ	77,503	34,128	77,502	30,770	75,211	47,108	74,298	42,934	77,629	48,526	78,363	52,571	17		
イギリス	37,871	17,985	37,551	20,630	39,730	19,938	40,498	25,205	42,277	18,531	44,495	18,157	16		
フランス	27,823	34,000	29,051	23,000	29,047	21,900	29,512	23,000	31,448	24,950	35,315	-	20		×
カナダ	19,446	10,282	21,048	11,840	21,762	15,494	22,257	16,261	22,912	18,293	-	-	17		
スイス	13,783	8,727	14,144	8,216	12,666	5,829	13,124	8,500	13,616	8,633	14,606	8,476	15		
スペイン	(5,914) 12,275	(5,018) 8,189	(6,552) 12,792	(6,102) 10,722	(6,904) 11,854	(6,812) 10,087	(6,615) 12,203	(5,900) 9,998	(5,600) 12,921	(4,685) 10,176	-	-	20	20	×
スウェーデン	12,133	4,728	11,833	4,583	-	-	11,859	4,337	12,178	4,102	12,384	4,221	17		
オランダ	9,646	3,136	9,607	3,287	10,075	3,595	10,330	3,347	11,038	2,712	12,247	3,206	18		
イタリア	-	-	-	-	(19,300) 23,380	(16,100) 19,187	(18,759) 24,743	(17,601) 17,601	-	-	(21,869) 28,734	(14,204) 17,572	15	15	

註(1)本表は工業所有権保護国際事務局発行「ラ・プロプリエテ・アンデュストリエル」による。

(2)日本、西ドイツ、スペイン、イタリアには特許、実用新案があり、表中()の数字は、特許で内数である。-の箇所は不明である。

(3)審査制度 印は、審査と出願公告を共に行うもの

×印は、単紙に登録するもの(無審査制度)

印は、方式及び特許要件の審査は厳重にするが、新規性の保証はしない。出願公告なし

(4)出願件数に対する登録件数の割合(特許、登録率)は、出願より登録に至る期間のずれがあつて、同一年の比較をすることは妥当でなく、そのずれも年によって異なり、また各国間の審査期間に相違があつて、正確にいえませんが、わが国においては、1955～1958年出願に対する1957～1960年の登録件数の割合、アメリカ、西ドイツ、イギリス、スイス、スウェーデン、オランダについては、1954～1957年の出願件数に対する1956～1959年の登録件数の割合、カナダ、フランス、スペインについては、1954～1956年の出願件数に対する1956～1958年の登録件数の割合、イタリアについては1956、59年の出願件数に対する登録件数の割合について試算してみると、右のとおりである。(イタリアの1957年登録件数中実用新案は不明)

(5)ソ連の特許制度については、渡辺全傭「ソ連の特許制度について」(通産省公報昭35.9.12～17)に詳細に誌されている。それによると、最近における発明者証及び特許交付の出願は併せて年間40千件で、拒絶になるものが約75%である。総出願中300件が外国人出願で内200件が発明者証、100件が特許出願である。ソ連ではほとんどが発明者証の交付をうけ、特許の付与は年間約100件位で、その大部分は外国人特許であるといわれている。

(6)拙稿「技術革新と発明」(「特許管理」1962年2月号)P.44を参照。

	特許	実用
日本	26%	29%
イギリス	52	
スイス	59	
オランダ	32	
西ドイツ	37	49
フランス	81	
スペイン	90	73
イタリア	73	59
アメリカ	63	
カナダ	82	
スウェーデン	35	

を任務としていた方々で、米国の企業から技術導入をすることの交渉が進み、かなり高額を支払を要するので、通産省の承認を得るべくミーティングが開かれることとなった。勿論、この技術には約10件の特許が基本となり、この技術やノウハウを導入することとなった。イニシアル・ペイメントとロイヤリティを支払う条件について、その技術的内容とともに、承認を得るための説明が行われた。会社側から部長をはじめ担当課長が説明者となり、通産省から担当官と、ここから特に依頼された筆者が同席することとなった。当該技術導入の内容と、イニシアル・ペイメントやロイヤリティの額等の説明があり、大体OKの線まで話が進んだ。そこで、上記担当官からの求めに応じて、筆者は米国企業が提示しているペーパーの中で、「出願中」と書かれている2件は既に特許庁から拒絶査定を受けており、更に1件は現在審判中で、検討されているものであり、権利が確定するか否か不明である。これらを勧案すると従来から提示されているイニシアル・ペイメントやロイヤリティの額は若干高すぎると考えられ、現在の段階では約0.5%程度は減額されるべきであるように思われるので、上記会社は相手方企業と交渉されては如何と、意見を申し述べた。そして、結局、筆者の意見どおり米国企業も応諾し、この技術導入契約は締結されることとなった。したがって、日本企業は、米国企業への支払金額がかなり減額されて、日本国内の同業他社との間においても、価格の点で有利となった。

前記米国の電子工業会社が800万ドルもかけて研究を行ったが、既に他社がこれに関する特許権を有していたため、上記研究費を全部ロスしたのであるが、日本における上記の例は、日本の企業が技術導入の際、米国の企業が獲得している（又は獲得すると考えられている）発明をそのまま評価し（あるいは他に同様な技術が特許とされていることを十分に調査しないで）、おそらく善意であったであろうが、全体の技術の中の一環として、評価し、イニシアルペイメントやロイヤリティの支払金額の総額を高くしているということを示しているのである。前記のミーティングには特許課長等は出席していなかったが、後述する如く、特許課の業務範囲が、外国のみならず日本においても、自社

技術と同範疇に属する特許範囲に関し、十分な調査をすることまで拡げておく必要があるということを示している。特許課は人数も少ないし、多くの新しい特許の出願事務を課せられている場合が多いので、この道の専門家である弁理士の活用が必要になるということを示している。

以上のことがあって10日程経ってから、同社の課長と弁理士が来訪され、筆者が申し上げたようにロイヤリティ等の金額が引き下げられ、調印するようになった旨の報告があり、感謝の意を表された。筆者は、この課長が前述した如く、「特許出願中」について、われわれのミーティング前にどのような状態になっているのかを十分調査していなかったことについて、上司から叱責を受けたのではないかと思い、気の毒なことをしたと内心悔んだが（個人的に同情をしたのであるが）、実際は逆で、従来、特許課長以下係員は、自社の特許等の出願や登録等の事務的なことをするのが本職であって、外国からの技術導入に伴う特許権等について調査することなどは全くノータッチで、したがって、前記ミーティングも同席しなかったのであった。しかし、このことがあってから、これを契機として、社内における特許課の必要性（又は重要性）が社内的に強く認識され、外国との技術提携についても、十分に事前調査をすることとなり、また自社と関係ある外国企業等の発明が特許となっているか否か、また同業他社がどのような技術についてアプローチをしているか等について、これを調査することも所管事項となり、社内的にも高く評価されるようになり、職員数も上記に対応して増加され、従来と異なり、その業務の重要性が社内的に重視されるようになったと、むしろ感謝の意を表された。そして、必要に応じて外国に自社発明に関し特許出願することをすすめ、特に自社内研究所で発明したが特許出願をすることに消極的になっている者に助言するようになったと言われた。そして、これらの事務の増大、特に外国特許出願や、外国から出願され特許になったものを自社で活用するか否かの判断資料作りも行うようになった。特許課の人員には自ら制限があるので、これらについて専門職である弁理士を十分に活用することとなったということである。

（原稿受領 2002.1.16）